

資料4 1－1

郵便業務管理規程の変更の認可について

(諮問第1119号)



(公印及び契印省略)

諮詢第1119号
平成27年9月11日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮詢書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 高橋 亨）から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第3項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮詢する。

別紙

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適當である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|
| 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第70条第3項第1号） | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を隨時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。（法第70条第3項第2号） | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。（法第70条第3項第3号） | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便物（国際郵便に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。（法第70条第3項第4号） | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。（法第70条第3項第5号） | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| その他総務省令で定める基準に適合するものであること。（法第70条第3項第6号） | | |
| 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際に現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該 | 適 | 第一種郵便物（定型外郵便物）の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------|
| 郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「省令」という。)第30条第8項第1号) | | |
| 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。(省令第30条第8項第2号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。(省令第30条第8項第3号) | 適 | 変更後の特定封筒の金額の種類は、郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていると認められる。 |
| 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。(省令第30条第8項第4号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |



2015-日郵サ第93号
2015年8月24日

総務大臣
山本 早苗 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

高橋



郵便業務管理規程の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第70条の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 郵便業務管理規程
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日
2015年10月1日

3 変更を必要とする理由
新たな料金区分の特定封筒郵便物に係る料金を適用する期間を限定しないこととすることから、これに対応した特定封筒を発行し、お客様の利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

郵便業務管理規程新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (郵便切手類の発行) 第4条 会社が発行する郵便切手その他の郵便に関する料金を表す区界(以下この章において「郵便切手類」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。 単位:円 | (郵便切手類の発行) 第4条 会社が発行する郵便切手その他の郵便に関する料金を表す区界(以下この章において「郵便切手類」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。 単位:円 |

| 種 類 | 金 額 |
|-----------|---------|
| (税) | (税) |
| 特定封筒の料金印面 | 360、510 |

趣 意(平成新規年次改定月:2015年4月始業運営)
この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。

郵便業務管理規程の 変更の認可について

平成27年9月11日
総務省

第1 郵便業務管理規程について

1 郵便業務管理規程とは

郵便業務管理規程とは、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便業務管理規程を定めることになっている。

○郵便業務管理規程に記載する事項（法第70条第2項）

- ①郵便の業務の管理に関する事項
- ②郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受の方法
- ③郵便物の配達の方法
- ④上記②③のほか、郵便物の送達の方法
- ⑤総務省令で定める事項
 - ・法第6条の重要な郵便物に関する事項
 - ・郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項

2 総務大臣の認可

郵便業務管理規程の内容は、国民生活・経済に与える影響が大きいことから法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は郵便業務管理規程の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

日本郵便（株）から認可申請書提出（27.8.24）

情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問（27.9.11）

情報通信行政・郵政行政審議会からの答申

総務大臣認可

日本郵便（株）において小型特定封筒の通年販売（27.10.1予定）

第2 日本郵便株式会社からの申請内容

1 概要

小型特定封筒（スマートレターフ封筒）を通年で発行することに伴い、郵便業務管理規程に規定する郵便切手類の金額の種類に、小型特定封筒の料額印面の金額を追加するもの。

| 種類 | 現行の金額 | 改正後の金額 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵便切手 | 1、2、3、5、10、20、 30、50、52、70、82、 90、92、100、110、 120、130、140、205、 280、310、500、1,000 | 1、2、3、5、10、20、 30、50、52、70、82、 90、92、100、110、 120、130、140、205、 280、310、500、1,000 |
| 郵便葉書の料額印面 | 52 | 52 |
| 郵便書簡の料額印面 | 62 | 62 |
| 特定封筒の料額印面 | 360、510 | <u>180</u> 、360、510 |

※下線部分が、変更内容。

※特定封筒とは、日本郵便株式会社が規定した規格・様式により発行した料額印面（郵便切手に相当）付き紙製封筒。第一種郵便物（定形外郵便物）に該当する。

2 変更する理由

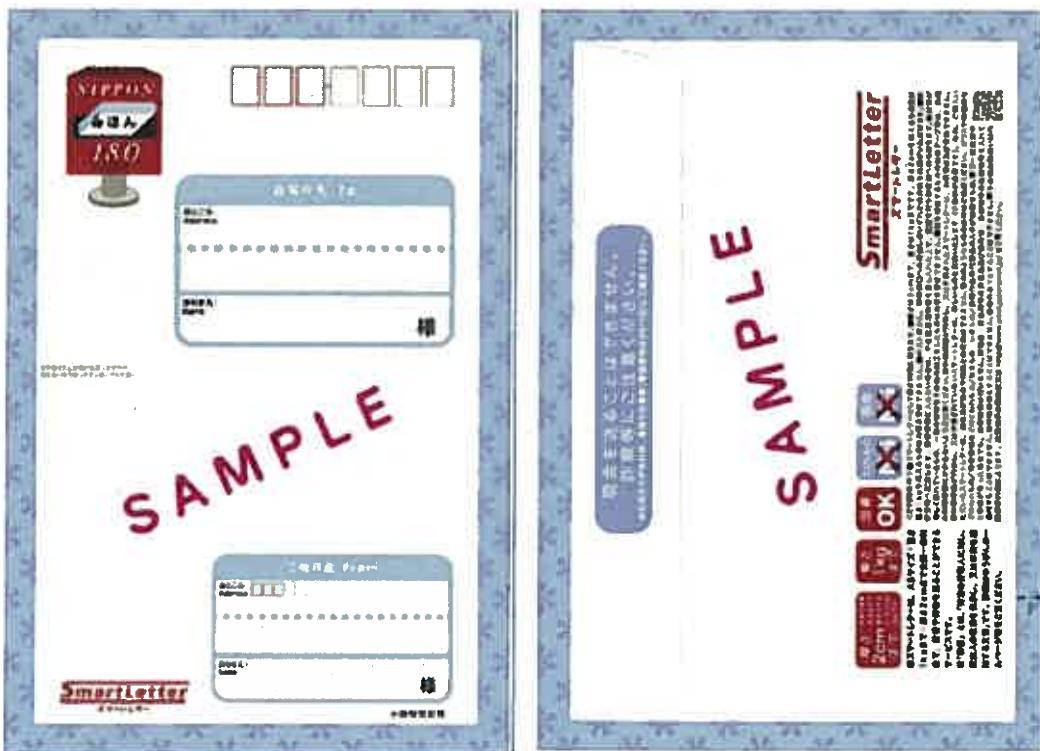
特定封筒郵便物に係る料金が新たに追加されることから、これに対応した特定封筒を発行するため。

3 実施予定期日

平成27年10月1日（木）

【参考】小型特定封筒（スマートレタ一封筒）の概要

| | |
|---------|----------------------|
| 大きさ | 縦25cm×横17cm (A5判サイズ) |
| 厚さ | 2cmまで |
| 重量 | 1kgまで |
| 料金 (税込) | 180円 |
| 料金支払方法 | 料額印面 |
| 差出方法 | 郵便差出箱投函・郵便窓口差出 |
| 配達方法 | 郵便受箱配達 |
| 追跡サービス | なし |



第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適當である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|
| 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を隨時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。(法第70条第3項第3号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第二百七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。(法第70条第3項第4号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。(法第70条第3項第5号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| その他総務省令で定める基準に適合するものであること。(法第70条第3項第6号) | | |
| 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際に現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第30条第8項第1号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切 | 適 | 第一種郵便物(定型 |

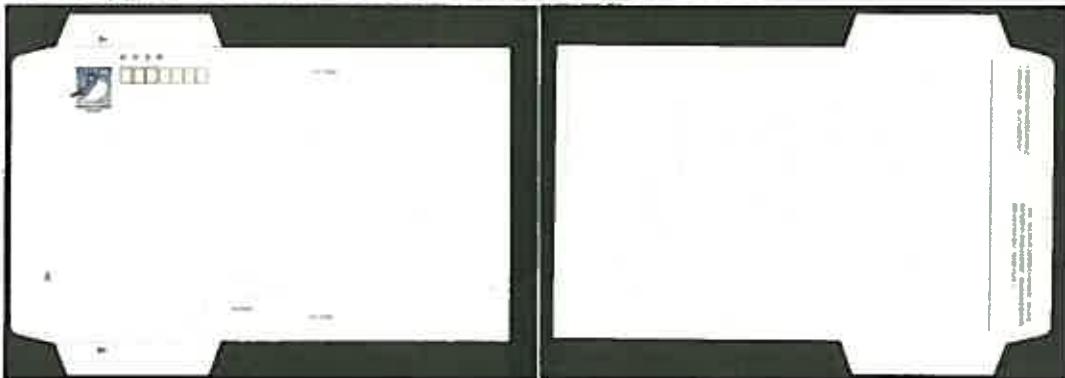
| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|
| に定められていること。(同規則第30条第8項第2号) | | 外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |
| 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。(同規則第30条第8項第3号) | 適 | 変更後の特定封筒の金額の種類は、適切に定められていると認められる。 |
| 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。(同規則第30条第8項第4号) | 適 | 第一種郵便物(定型外郵便物)の特定封筒郵便物であり取扱に変更はない。 |

參考資料

1 封筒型郵便サービスの種類

| | 郵便書簡 (ミニレター) | スマートレター | レターパック ライト | レターパック プラス |
|--------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 大きさ | 縦 16.5 cm × 横 9.2 cm (折り畳み時) | 縦 25 cm × 横 17 cm (A5判サイズ) | 縦 34 cm × 横 24.8 cm (A4判サイズ) | 縦 34 cm × 横 24.8 cm (A4判サイズ) |
| 厚さ | 原形を変えない限り | 2 cmまで | 3 cmまで | — |
| 重量 | 25 gまで | 1 kgまで | 4 kgまで | |
| 料金(税込) | 62円 | 180円 | 360円 | 510円 |
| 料金支払方法 | | 料額印面(郵便切手に相当) | | |
| 差出方法 | | 郵便差出箱投函・郵便窓口差出 | | |
| 配達方法 | | 郵便受箱配達 | | 対面配達 |
| 追跡サービス | なし | | あり | |

【郵便書簡】(料額印面付き便せん兼折り畳み式封筒)



【レターパックライト】



【レターパックプラス】



● 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

- 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を隨時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- 三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- 四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超える二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。
- 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

（料金等の変更命令）

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 （略）

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

（郵便業務管理規程の記載事項）

第二十九条 法第七十条第二項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の重要な郵便物に関する事項
- 二 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下「郵便切手等」という。）に関する事項

（郵便業務管理規程の認可基準）

第三十条 （略）

2～7 （略）

- 8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。
 - 二 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。
 - 三 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。
 - 四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。

○郵便業務管理規程（日本郵便株式会社）

（郵便切手類の発行）

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。

単位：円

| 種類 | 金額 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 郵便切手 | 1、2、3、5、10、20、30、50、52、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、 |

| | |
|-------------|---------------|
| | 310,500,1,000 |
| 郵便葉書の料額印面 | 52 |
| 国際郵便葉書の料額印面 | 70 |
| 郵便書簡の料額印面 | 62 |
| 航空書簡の料額印面 | 90 |
| 特定封筒の料額印面 | 360,510 |